

第1章 計画の概要

1. 趣旨

男女共同参画社会とは、「男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会」とされています。(男女共同参画社会基本法第2条)

本市では、平成11年に国が制定した「男女共同参画社会基本法」及び、平成14年に施行された「長崎県男女共同参画条例」の趣旨を踏まえ、平成18年10月に雲仙市男女共同参画懇話会を設置し、「男女が互いを認め合い、尊重し、協力し合うまち 雲仙市」を基本理念として、平成20年3月に「雲仙市男女共同参画計画」を策定し、その後2度の改訂を行い、男女共同参画に関する施策を講じてきました。また、本市では、性別に関係なく個性と能力が発揮できる地域社会の実現を目指し、令和3年12月に「雲仙市男女共同参画推進条例」を制定しました。(令和3年12月27日施行)

しかし、固定的性別役割分担意識*や偏見、男性優位の慣習やしきたりが依然として根強く残っており、男女共同参画社会の実現には、まだ多くの課題が残されています。

雲仙市が、将来にわたって賑わいと活力を生み出し、全ての人が安心して豊かに暮らしていくためには、男女が様々な分野で共に参画し、責任を分かち合いながら、その個性と能力を十分に発揮できる「男女共同参画」の視点に立ったまちづくりが不可欠です。

こうした状況の中、第3次雲仙市男女共同参画計画の期間が令和5(2023)年3月で終了することから、市民アンケート調査の結果を踏まえ、国や県の計画との整合を図りながら、雲仙市男女共同参画審議会において審議を重ね、引き続き男女共同参画社会の実現に向け、市民との協働による取組を進めるため、第4次雲仙市男女共同参画計画を策定しました。

*固定的性別役割分担意識：全ての人が個人の能力などによって役割の分担を決めることが適当であるにもかかわらず、「男性は仕事、女性は家庭」、「男性は主要な業務、女性は補助的業務」などのように、男性、女性という性別を理由として、役割を固定的に分ける考え方のこと。

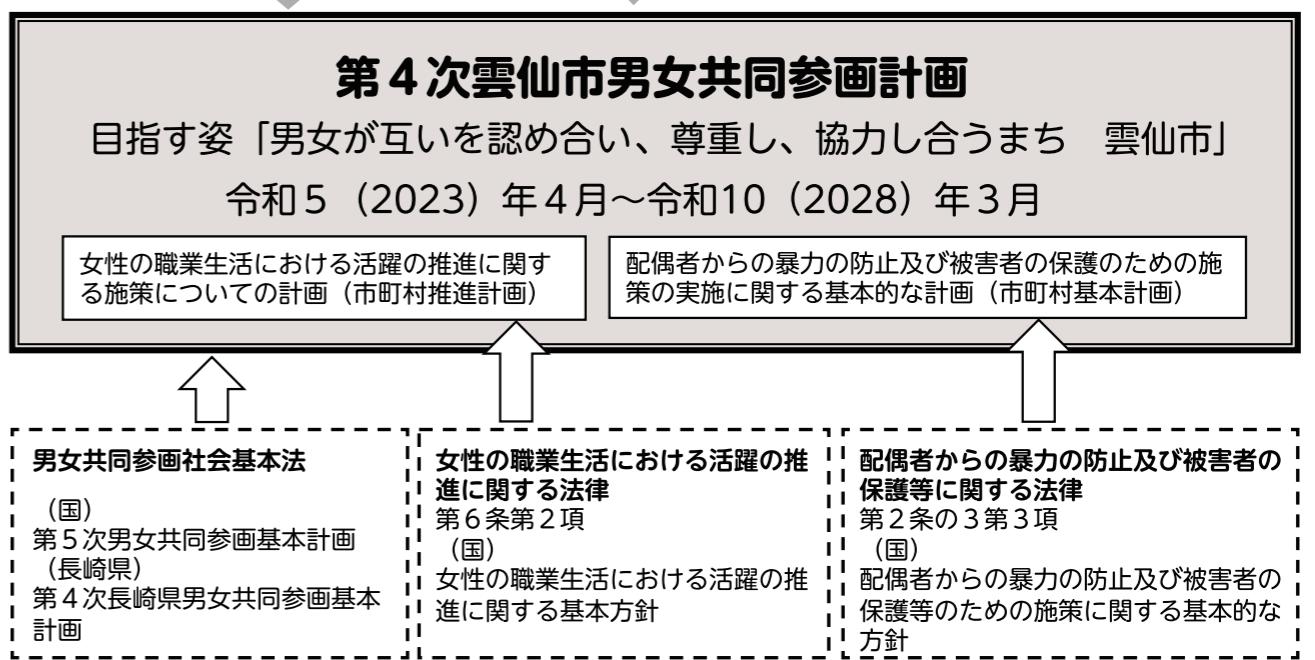
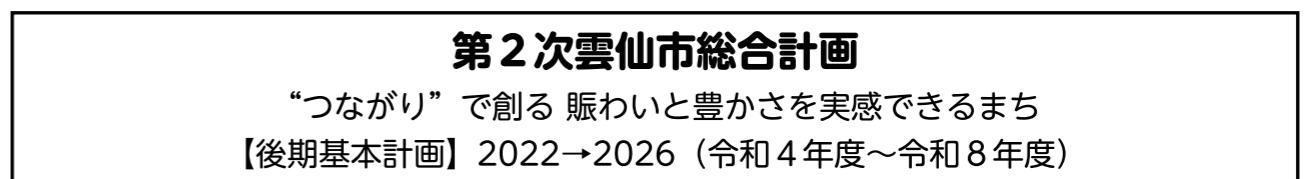
2. 計画の位置付け

本計画は、「男女共同参画社会基本法」第14条及び「雲仙市男女共同参画推進条例」第9条第1項の規定に基づく計画であり、雲仙市の男女共同参画の推進に関する施策を、総合的かつ計画的に実施するための基本指針となるものです。

策定にあたっては、国の「第5次男女共同参画基本計画」及び県の「第4次長崎県男女共同参画基本計画」を踏まえるとともに、「第2次雲仙市総合計画」をはじめとする各種計画との整合を図っています。

また、本計画の「基本目標Ⅱ あらゆる分野における女性の参画拡大」は、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」第6条第2項に規定する「女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画(市町村推進計画)」に位置付けます。

さらに、本計画の「基本目標Ⅲ 施策の方向性7 女性等に対するあらゆる暴力の根絶」は、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律(配偶者暴力防止法)」第2条の3第3項に規定する「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画(市町村基本計画)」に位置付けます。



第1章 計画の概要

3. 計画の期間

本計画の期間は、令和5(2023)年4月から令和10(2028)年3月までの5年間とします。ただし、今後の社会情勢や国の施策等の変化等に応じて、適宜見直しを行います。

4. 計画策定までの過程

(1)市民アンケート調査の実施

市民との協働の観点から、満20歳以上80歳未満の市民3,000人を対象とする「雲仙市男女共同参画社会に関する市民アンケート」を実施し、市民の意識や実態の把握を行い、施策や目標値設定の基礎資料としました。

調査期間

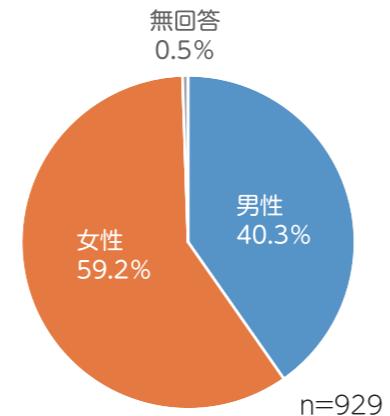
令和4(2022)年7月6日～8月10日投函分まで

調査対象

満20歳以上80歳未満の市民3,000人

回収結果 929件(回収率31.0%)

調査方法 郵送による配布・回収



(2)雲仙市男女共同参画懇話会の開催

第7期雲仙市男女共同参画懇話会を開催し、雲仙市の男女共同参画社会の実現に向けて協議を行い、懇話会における提言を計画に反映しました。

第7期雲仙市男女共同参画懇話会の提言(令和3年6月提出)

- 【提言1】性別による差別意識の解消を図ること
- 【提言2】女性の視点を取り入れた防災対策を強化すること
- 【提言3】子育てしやすい環境を整備すること
- 【提言4】政策・方針決定の場への女性の参画推進
- 【提言5】配偶者や恋人からの暴力、性犯罪、ストーカー行為^{*}などあらゆる暴力の防止策・対応策を講じること

^{*}ストーカー行為：特定の人に対する一方的な好意の感情、または、その好意がかなわなかったことに対して一方的な恨みを持つことにより、つきまとい、まちぶせ、いやがらせ、身体的・精神的な暴力行為を行うこと。

(3)庁内推進会議および幹事会の開催

本市では、男女共同参画の施策の総合的かつ効果的な推進を図るため、職員で構成する雲仙市男女共同参画庁内推進会議及び庁内推進会議幹事会を設置しており、幹事会及び推進会議において計画案の検討を行いました。

(4)男女共同参画審議会の開催

雲仙市男女共同参画推進条例に基づき設置している、学識経験者や市民の代表から構成される雲仙市男女共同参画審議会において、計画案についての審議を行いました。

(5)パブリックコメントの実施

本市では、協働によるまちづくりの実現を図るため、市政に関する基本的な事項を定める計画などの素案に対し、市民が意見を提出できるパブリックコメント制度を導入しています。

本計画の素案につきましても、パブリックコメントの手続きにより公表し、令和5(2023)年1月31日から令和5(2023)年2月20日まで意見の募集を実施しました。